

平成30年度 第2回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	平成31年3月1日(金) 13:30~15:30
会 場	消防庁舎3階多目的ホール
出席者	委員長 神部 智司 委 員 森川 太一郎, 宮崎 睦雄, 川部 博子, 和田 周郎, 福田 晶子, 上田 晴男, 浦野 京子, 大島 眞由美, 植田 英三郎, 中野 富枝, 安達 昌宏 欠席委員 園田 伊都子 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香 事務局 芦屋市地域福祉課 吉川 里香, 鳥越 雅也, 山川 尚佳, 馮 翔実 知北 早希 芦屋市障害福祉課 本間 慶一 芦屋市高齢介護課 篠原 隆志, 井村 元泰, 芝田 勇生
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で13人中12人の委員の出席により成立

2 議事

(1) 平成30年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会報告

- ① 平成30年度上半期芦屋市権利擁護支援センター事業報告
- ② 専門委員会の開催状況について
- ③ 市民後見人活動報告
- ④ 中核機関としての機能について

(2) 高齢者虐待対応に対するシステムの改善・資源開発等の検討会議について

(3) 虐待対応マニュアルにおける帳票集の作成について

(4) 地域発信型ネットワークに位置づけられた附属機関が把握している課題について

(5) その他

3 資料

事前配布資料

- 資料1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料2 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告(上半期)
- 資料3 市民後見人活動報告
- 資料4 芦屋市養護者による高齢者虐待対応マニュアル【第4版対応帳票集】

当日配布資料

- 当日資料1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
- 当日資料2 中核機関の役割
- 当日資料3-1 虐待モニタリング会議について
- 当日資料3-2 システムの改善・資源開発等を検討する場(縦のレビュー)の名簿
- 当日資料3-3 システムの改善・資源開発等を検討する場(縦のレビュー)のまとめ
- 当日資料4-1 芦屋市地域発信型ネットワーク図
- 当日資料4-2 地域発信型ネットワークに属する附属機関等における協議内容及び課題等ヒアリングシート
- 当日資料4-3 地域発信型ネットワークに属する附属機関が把握している課題

4 審議経過

(1) 平成30年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(権利擁護支援センター 協センター長より説明)

資料2 平成30年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告(上半期)

(社会福祉協議会 三谷より説明)

資料3 市民後見人活動報告

(権利擁護支援センター 協センター長より説明)

当日資料2 中核機関の役割

(神部委員長)

ご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(植田委員)

資料3の平成30年度の市民後見人活動報告に関して、市民後見人として実際に活動されたのは何名の方なのでしょうか。

(三谷)

1名です。

(和田委員)

中核機関としての業務量が非常に多いなか、予算をつけたり、どこかと業務を役割分担したりするなど、どのような形で進めていこうと考えておられますか。

(事務局 吉川)

予算に関しては、これまでの業務を拡充するものと考えているため、来年度予算には反映させていません。また、業務についても、活動の実績が見えた中で、必要に応じて発議をしていきたいと考えています。

(2) 高齢者虐待対応に対するシステムの改善・資源開発等の検討会議について

当日資料3-1 虐待モニタリング会議について

当日資料3-2 システムの改善・資源開発等を検討する場（縦のレビュー）の名簿

当日資料3-3 システムの改善・資源開発等を検討する場（縦のレビュー）のまとめ

(高齢介護課 井村より説明)

(神部委員長)

ご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(植田委員)

説明が分かりにくいため、資料の使い方や説明の仕方を工夫してほしいです。

(事務局 吉川)

今回の会議が初めてだったこともあり、それぞれの現場での考えを伝えるため、資料には会議で出た全ての意見を書かせていただいています。

(植田委員)

整理をして、専門家以外の他の人にもわかるものを提案、提示してほしいです。

(神部委員長)

多くの方々に理解しやすいようなものに工夫していただきたいというご意見でした。双方で協議しながら、時間をかけてでも取り組んでいただきたいと思っております。

(浦野委員)

虐待が疑われる高齢者の方を高齢者生活支援センターにつなぎ支援していく中で、状況が改善すれば地域での見守りの中で暮らしていくとのことですが、民生委員はどのような立場で見守りをすればよいのでしょうか。専門的な知識がないので、虐待の見守りとなると責任が重くなるようで心配に思っています。

(高齢介護課 井村)

民生委員の方には、地域ケア会議の中で、何かしらの要因によって生活を送ることが困難な方についての支援については議論に参加していただいています。虐待対応については今まで出来ていませんでした。虐待状況がある程度解消された際には、地域で暮らしていくこととなりますが、民生委員の方には普段からされている見守りをしていただければと思います。

(浦野委員)

わかりました。ありがとうございます。

(福田委員)

虐待モニタリング会議について、障がい者虐待についても同様の会議が開かれる予定があるのでしょうか。

(事務局 吉川)

障がい者虐待に関しても、ケースの共有、進捗管理の会議は、定期的実施をしています。全体の数が少ないため、全体から特徴を捉える会議を高齢者と同様に行うかはまだ決めていません。しかし同様の会議は必要であると考えているため、障がい者基幹相談支援センターとも情報を共有しながら、実施していく方向で進めていきたいと思っています。

(神部委員長)

人口の高齢化の中で障がいを持つ高齢者の方も増えてきていると思いますので、高齢者分野におけるモニタリング会議の中で、障がい特性などを理解する必要があると思いますし、最近家族全体への家族支援という観点もあるので、障がい者分野と高齢者分野を一体的に見て行ってほしいと思います。

(事務局 吉川)

実際高齢者虐待に対応する際、養護者に障がいの疑いがあるなど、複合的なケースがありますので、できるだけ一体的に取り組めるようにしていきたいと思っています。

(神部委員長)

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

(大島委員)

虐待対応の認定率が30.5%ですが、日ごろ私たちも虐待なのか虐待ではないのか、迷いながらの通報を受けたり、警察等からの通報の中には明らかに虐待ではないケースもある中で、虐待であると認められる割合は低いものであると認識しています。それは恐らく早期対応、早期発見ができていないことではないかと思っていました。縦のレビューでは、早期発見・早期対応ができておらず、潜在的なケースが隠れているのではないかという課題が見られたということで、矛盾がありますので、潜在的なケースが隠れているのではないかと思われた理由を教えてください。また警察からの通報が増えた背景がわかれば教えてください。

(高齢介護課 井村)

統計を分析する中で住民やケアマネジャーからの通報率が少し下がってきており、警察からの通報率が一番多くなっていることから、潜在的なケースがあるということをしていっているのではないかという推測になりました。

(大島委員)

住民への啓発が必要であるというのは、現場のほうでも以前より感じていますが、なかなか手をつけられてない部分でもあります。権利擁護支援センターは昨年頃より地域の住

民向けの啓発活動をされていたと思いますが、それでも啓発が足りないということではないでしょうか。

(高齢介護課 井村)

高齢者生活支援センターが市民と関わる中で、「虐待かどうか分からないため、通報しにくい」という話を聞くそうです。行政としては、「虐待かもしれない」という段階で構わないので通報してほしいと周知しているつもりですが、なかなか伝えきれていないように感じるという意見が出ましたので、もっと虐待についてアンテナが立つよう啓発していきたいと思います。

(大島委員)

行政だけが啓発を行うのは難しいと思いますし、権利擁護支援センターだけでも難しく、社会福祉協議会や、高齢者生活支援センター、市内各居宅介護支援事業所のケアマネジャー、ケアマネジャー友の会、サービス事業者など、様々な関係機関と一緒に取り組んでいかなければならないと考えています。その音頭を誰がとるのか、どんな形でやっていくのかなどを検討していただけたらと思いました。

(高齢介護課 井村)

ありがとうございます。また、関係機関等との連携につきましては、今後議論を進めていきたいと思います。

(森川委員)

システムの改善・資源開発等を検討する場の統計データのところで、芦屋市と国のデータを比較していますが、兵庫県と比較をしていない理由はありますか。

(高齢介護課 井村)

国の方が兵庫県より件数が多いため、平均的な割合が出ると考え、特性を見るための比較対象として国のデータがより良いと考えました。ご意見をいただきましたので県データでも比較したいと思います。

(森川委員)

目的が地域特性を踏まえてということなので、国より兵庫県のほうが比較対象としては良いのではないかと思います。

(高齢介護課 井村)

今後参考にさせていただき、検討していきたいと思います。

(神部委員長)

委員の方々からのご意見、ご助言などを踏まえて、これからの会議に生かしていただきたいと思っております。

(3) 虐待対応マニュアルにおける帳票集の作成について

資料4 芦屋市養護者による高齢者虐待対応マニュアル【第4版対応帳票集】

(高齢介護課 芝田より説明)

(神部委員長)

委員の皆様方から何か質問はありますか。

(森川委員)

Maybe-Sheetの記入例で、「ケアマネジャーが本人宅へ連絡するが不通」と記載していますが、実際の経緯経過を示す記載の中では「ケアマネジャーは電話がつながらないため、自宅訪問をし、チャイムを鳴らし、再度電話もしたが応答がなかった」と記載があるため、実際は後者のように対応しているという認識でよいでしょうか。

(高齢福祉課 芝田)

はい。

(森川委員)

帳票の書き方としては事実をありのままに書くことが原則だと思いますので、Maybe-Sheetの記入例もそのように表現することが重要だと思います。「本人宅へ連絡」ではなく「電話をする」など具体的な連絡手段を書く方が良いと思います。また「電話したが不在だった」という記載も、不在かどうかはわからないため、「応答がなかった」という表現のほうが正確だと思います。

(事務局 吉川)

帳票には「事実をそのまま書く」ということがきちんとと伝わるような記載例に変更をさせていただきたいと思います。

(大島委員)

事実は何か、その事実から読み取れることがどんなことか、そこから会議でどんなことを検討しないといけないのかを整理しながら帳票を記載することが大事ですので、今回そういったことを盛り込んだ帳票集ができたことはとても画期的だと感じます。帳票集の配布は高齢者生活支援センターのみでしょうか。

(事務局 吉川)

現在は高齢者生活支援センターを考えておりますが、他に配布すべきところがありましたら、ご意見をいただけたらと思います。

(大島委員)

虐待対応マニュアルは、サービス事業者や、居宅介護の事業所などにも配布していたかと思いますが、マニュアルが届いているところにはセットで渡した方が良いのではないのでしょうか。また、帳票集にフロー図をつけていただくと、なおわかりやすいと思いました。それから、事例が架空事例という断りがあったほうが良いと思いました。

(宮崎副委員長)

大島委員は実際にこの帳票を記入されたことがありますか。

(大島委員)

はい、あります。

(宮崎副委員長)

Maybe-SheetのA票の記入日が4月2日で、次のミーティングが4月3日になっていますが、実際に、半日ぐらいの間に、全て処理されているのですか。

(大島委員)

非常に多様なケースがあると思います。これは比較のご本人の安否が確認できない状況のケースだと思いますので、スピード感をもって動くことが理想的だという意味合いで、このようなスケジュールになっているのではないのでしょうか。現実にはここまで早く行かないこともあります。

(宮崎副委員長)

丁寧に書くほど時間がかかり、提出が遅れますが、遅れが余り生じないほうが良いとなると、丁寧に書くのは難しいです。ある程度抜けた状態でも提出可能とした方が良いと思いますが、どの程度抜けていても良いのかというラインがあると良いのかもしれません。医療の現場では、時間で勝負しないといけないときは、後から振り返って書くことが多いので、そのようなことを許してくれる柔軟な仕組みだと良いと思います。

(大島委員)

そのとおりだと思います。虐待対応においては先に動くことが大事ですので、帳票は後になってしまうこともあります。しかし初期の段階のものは、頭の中の整理をするためにも早い段階で書いたほうが良いと思っています。しかし対応が進み、何回も面談が繰り返されたり、会議が行われたりした後の帳票は、遅くなることもあります。

(神部委員長)

やはり虐待への対応は命にかかわるケースもありますし、迅速性が何よりも求められるわけで、帳票を全部埋めてから動き出すのではなく、限られた情報の中で動いていくこともあると思います。そのため、限られた情報の中でできることをミーティングの中で検討していくなど、柔軟に考えながら対応していくことが必要だと感じました。

(権利擁護支援センター 脇)

少し補足させていただきますと、Maybe-Sheetはケアマネジャーや市民の方、高齢者生活支援センターの方に書いていただく様式のため、わかっているだけの情報で出していたらよいものです。その後情報共有ミーティングを行います。情報共有ミーティングでは、分からない情報があっても、情報をみんなを持ち寄り集約して、板書で記録に残し、さらに帳票に記録しています。共通の帳票がない時は会議を開いても、この会議で何をするのか、何を決めないといけないのかなどがはっきりしていませんでしたが、今は帳票があることで、それに沿って何を話し合わないといけないか、まとめないといけないのかを確認しながらミーティングを進めることができます。また後で誰が見ても、どのような情報を共有して、情報がなかった部分はどこか、確認しなければいけない情報は何かなどがこの一連の帳票でわかるようになっています。

記録を残すという目的の他に、会議をする目的と終着点を見失わないようにするための

指標とすることに、帳票を作成する重要性があります。

(神部委員長)

ありがとうございます。そのほか、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

(和田委員)

帳票はデータ作成するのでしょうか、手書きで書くのでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

会議の場では一旦手書きで帳票の項目を埋め、まとめていきますが、最終的にデータで記録しています。

(和田委員)

データで送ったほうが早いのではないかと思います、質問をしました。

(神部委員長)

内容だけではなく、配付先や、フロー図もつけるべきなどの多様なご意見が出ましたので、委員の皆様方の意見を踏まえたくうえで、帳票集の活用について再検討していただきたいと思えます。

(4) 地域発信型ネットワークに位置づけられた附属機関が把握している課題について

当日資料4-1 芦屋市地域発信型ネットワーク図

当日資料4-2 地域発信型ネットワークに属する附属機関等における協議内容及び課題等ヒアリングシート

当日資料4-3 地域発信型ネットワークに属する附属機関が把握している課題
(事務局 山川より説明)

(神部委員長)

委員の皆様方よりご質問、ご意見をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

(中野委員)

生活援護課の担当者の方は何名いるのでしょうか。また、自ら相談に来る意思がないが、困っている人にどのようにして気付くのでしょうか。

(事務局 山川)

生活援護課のケースワーカーは、7人と記憶しています。

気づきという部分では、関係機関や相談機関からつながるケースが一定数あります。しかし、自分から困っていると言えない人がほとんどですので、そういった方をどうやって早期に発見できるかが、課題になっています。

(中野委員)

困っていたり悩んでいる人は自分で声を上げないと思うので、見つける手段としてどのようなものがあるのかと思えます、質問しました。

(事務局 山川)

困っている方に気づかれるのは、民生委員や地域の方だったり、地域の力が大きいので

す。

(中野委員)

私はマンションに住んでいるので、皆さんが何をしておられて、どんなことに困っているのかなどは全く分かりません。そのような中、困っている人を発見しサービスにつなげていくとなると、助けてもらうのを待っている間に、体力も精神力も尽きてしまうような場合もあるかと思います。

(事務局 山川)

地域ケアシステム検討委員会の市民委員からも、マンションでは気づきにくいこと、気づいているけれども、どこにつないで良いか分からないという声が上がっています。その問題をどういったメンバーでどういった議論をしていくかについては今後の検討課題です。

(中野委員)

わかりました。

(宮崎副委員長)

最終的に解決策を決議できるのはどの会議でしょうか。

(事務局 山川)

具体的な解決方法の検討は地域ケアシステム検討委員会が主になって行っていますが、プロジェクトチームを作ったり、各組織・所管課が連携して行ったりすることもあります。解決策はそれぞれ適切なメンバーで決めていくこととなりますが、施策化の流れとしては地域福祉推進協議会でその解決策が承認された後、各所管課などが実際に施策化していくという流れになります。

(宮崎副委員長)

問題提起をするだけでなく、解決できる機関や会議に課題をあげるようにお願いします。

(事務局 吉川)

地域ケアシステム検討委員会にて解決策を考え、実行していかなければいけないのではという意見もありますので、この会議の事務局である社会福祉協議会、関係する課と協働しながら、解決に向けて進めていきたいと考えています。

(宮崎副委員長)

地域福祉推進協議会と地域ケアシステム検討委員会が一緒ではない理由は何でしょうか。

(事務局 吉川)

地域ケアシステム検討委員会は、より現場に近いメンバーで行っています。地域福祉推進協議会は警察や三師会の方も入っており、少し大きな枠組みの会議となっています。地域福祉推進協議会では、地域ケアシステムで提案した行いうべきことの承認や助言を行ったりしています。

(神部委員長)

解決策を出す場、また解決に向けた行動プロセスを検証し、結果的に何がどこまで解決

されて、何が課題として引き続き残ったのかということの検証も行う場として、地域ケアシステム検討委員会があるということによろしいでしょうか。

(事務局 吉川)

そのとおりです。

(神部委員長)

当日資料4-1の地域発信型ネットワーク図に今年度の4月の日付が入っていますが、新しい取組なのでしょうか。

(事務局 吉川)

地域発信型ネットワーク自体は今迄にもあったのですが、組織の変更に伴って地域密着型サービスの運営委員会の事務局が変わったことから、2018年4月という書き込みになっています。これまでは地域の課題ばかりに注目してしまっており、課題に偏りがありますが、行政や専門職が感じている課題も地域住民の方と一緒に解決をしていきたいというような思いでつくったネットワークですので、活性化させていきたいと思っています。

(中野委員)

当日資料4-1の小地域福祉ブロック会議は、小学校区内の地域住民代表等により構成されるとありますが、この地域住民の代表とは自治会の代表者なのでしょうか。

(事務局 山川)

地域によって多少ばらつきはありますが、自治会の代表の方や民生委員、老人会、PTAや子供会など、地域で活動されている方、支援してくださっている方が主になっています。

(浦野委員)

小地域福祉ブロック会議等に、民生委員も参加していますが、これを立ち上げたころからすると随分改善されて、本当にわかりやすくなってきたと思います。また地域ごとに課題が異なるため、小地域で集まったときに町で意見が異なる場合があります。それに対し社会福祉協議会の方で意見を聞いてくれたりしますので、会議は改善されていると思います。先ほど早期発見についての質問がありましたが、民生委員では福祉を高める運動や、社会福祉協議会に毎月出す報告書等の形で心配な方の報告を挙げており、情報共有できているので助かっています。

(植田委員)

当日資料4-3の4スライド目のCの65歳問題に対して具体的にどういう場で検討しているのでしょうか。

(事務局 山川)

この問題については、障がいのある方への施策等を考える附属機関である自立支援協議会で検討しています。本課題の所管課である障害福祉課と高齢介護課、また専門機関の障がい者相談支援事業の窓口などと連携しながら話し合いを進めていく予定です。65歳に到達した際にサービスを移行するにあたり、各制度におけるサービスの違いの課題が認識

されていますので、まずお互いの制度を知るということ、そしてご本人に不利益がないよう支援するにはどのようにしたら良いかという点について、話を進めていく予定になっています。

(障害福祉課 本間)

補足説明いたします。65歳になられる方で障がい福祉サービスを受けており、介護保険へ移行する対象になる方は数人です。対象の方には高齢介護課と障害福祉課で、3カ月前ぐらいから制度の説明を行っています。原則介護保険が優先するということになっていますので、生活介護やデイサービスなど介護保険でもあるサービスについては介護保険を使っていただくことになる、などの説明をしています。障がいのある方は使いたく施設を利用したいと希望されるので、そのような調整も行います。また障がい福祉サービスの場合は無料のサービスが多いのですが、介護保険の場合は収入が少なくても利用料がかかるので、その部分の制度の違いや、収入の低い方については後日返金する制度等の説明をしながら、今までのサービスが利用できなくなることはなるべく避ける形で調整をしています。現在は過渡期とも言え、状況を見ているところです。

(神部委員長)

地域課題というのは本当に多種多様ですが、共通する類似性の高い地域課題については様々な組織がきちんとつながって、一緒に取り組んでいくという姿勢が大事です。今回の話は地域のネットワークの中での把握されている課題から見えてきた共通性の高い課題等への解決に向けた取組についてのご説明でした。本日の委員の先生方からのご意見については、再検討の材料としていただきたいと思います。何よりも大切なことは、市民の方々の不利益にならないよう、市民の立場に立った制度の運営やサービスの実施を行うことです。大事な点がぶれないようにお願いいたします。

(5) その他

(事務局 吉川)

次回は6月ごろを目途に新年度第1回目の会議を開催できたらと考えています。委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくようお願いいたします。

(神部委員長)

以上をもちまして第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

(閉会)